

5 板橋区景観計画における屋外広告物の配慮事項と基準

5 板橋区景観計画における屋外広告物の配慮事項と基準

01 全区域共通の基本方針

区分	配慮事項
地域への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ●屋外広告物は、屋外広告物条例に基づく許可が必要なものはもとより、自家用及び公共広告物などを含め、規模、位置、色彩等のデザインなどが、地域特性を踏まえた良好な景観の形成に寄与するような表示・掲出とする。 ●地域の活性化は、大規模で過剰な広告物の掲出ではなく、美しく落ち着いた景観の形成を始めとする地域の魅力向上が重要であるという視点に立って、地域振興やまちづくりを進めていく。 ●地域特性を踏まえた、統一感のある広告物は、街並みの個性や魅力を高め、観光振興にも効果があることから、広告物の地域ルール※を活用した景観形成を積極的に進めていく。
自然への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ●景観基本軸や大規模な公園・緑地等の周辺では、緑や地形など地域の景観をつくる背景、建築物や並木などの景観構成要素との調和に十分配慮し、屋外広告物を表示・掲出する。 ●豊かな自然が観光資源となっている地域では、街道沿いやレクリエーションエリア周辺に、景観を阻害する野立て看板等が点在することのないよう、案内広告の集約化を図るとともに、色彩等のデザインを自然環境と調和させる。
歴史への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ●歴史的な景観資源の周辺では、歴史的・文化的な面影や雰囲気を残す街並みなどに配慮して、屋外広告物を表示・掲出する。
大規模建築物における配慮	<ul style="list-style-type: none"> ●大規模な建築物や高層の建築物における屋外広告物は、景観に対する影響が広範囲に及ぶ場合があることなどから、表示の位置や規模等について、十分配慮する。
幹線道路沿道における配慮	<ul style="list-style-type: none"> ●主要な幹線道路においては、道路修景や地域のまちづくりの機会などを捉えて、屋外広告物の表示に関する地域ルール※を定めるなど、風格のある沿道の景観形成を進めていく。

※地域ルールとは、東京都屋外広告物条例に基づく制度の通称で、地域の景観特性に応じた広告物に関するルールを、条例の許可基準に反映させることのできる制度のことです。

具体的には、「東京のしゃれた街並みづくり推進条例における街並み景観ガイドライン」及び「広告協定（広告協定地区）」「誘導指針（広告誘導地区）」「地区計画」などにより、地域特性に合わせたルールを定めることが可能です。

5 板橋区景観計画における屋外広告物の配慮事項と基準

02 一般地域の配慮事項

区分	配慮事項
配置・規模	<ul style="list-style-type: none"> ●道路や河川、公園などの公共空間からの見え方に配慮する。 ●できる限りの集約化と小規模化を図り、圧迫感、威圧感を極力与えないよう、また周辺の景観を阻害しないように配慮する。
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ●建築物と調和した形態・意匠となるように配慮する。 ●広告物に光源を利用する場合は、過度に点滅する光源（光源の動き、色の変化のあるものを含む）や派手な照明は避けるように配慮する。
素材・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ●高彩度色や蛍光色の使用を避けるなど、周辺景観との調和に配慮する。

一般地域については、地域特性や屋外広告物の掲出状況に応じて、本ガイドラインで6つのエリアに区分し、配慮事項を定めています。

6つのエリア別のガイドラインはこちら ▶▶ P.37 ~

03 景観形成重点地区 板橋崖線軸地区の基準

景観形成の考え方

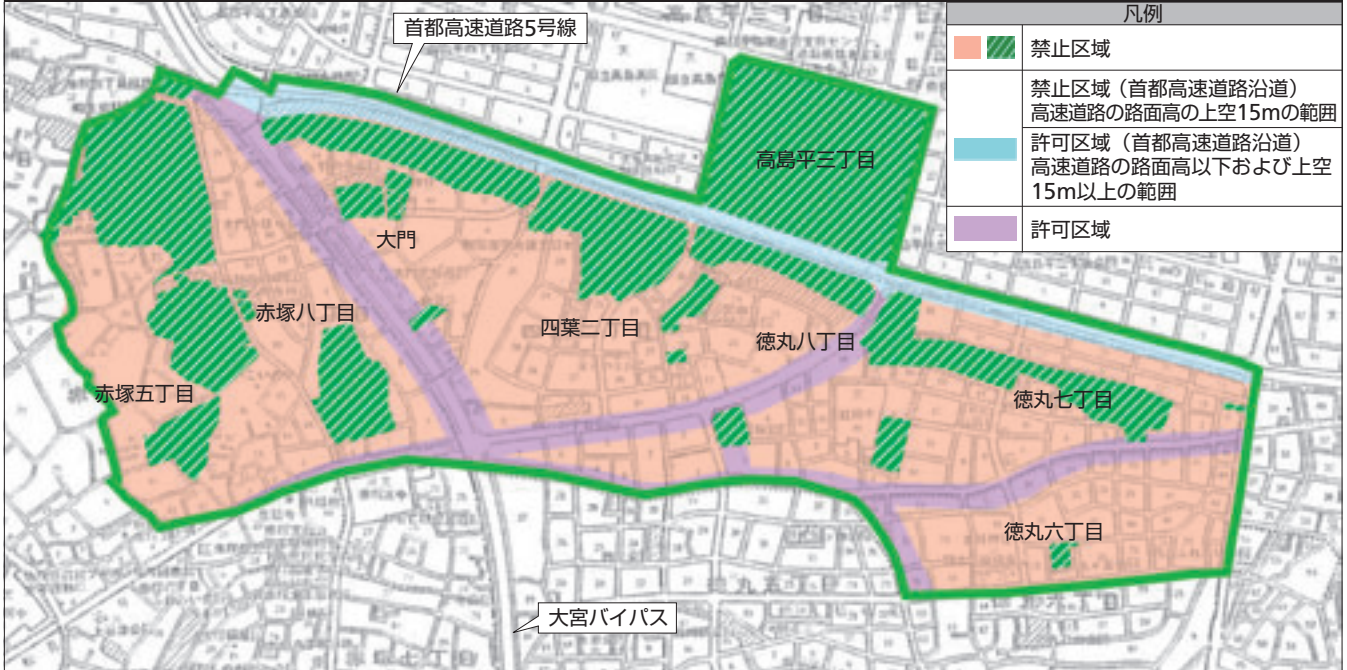
板橋区を横断する豊かな自然地形と緑の景観を保全するため、崖線の周辺において良好な景観を形成し、緑の眺望を保全します。

屋外広告物の表示等

板橋崖線軸地区の全区域を規制範囲とし、表示等に当たっては、下表に定める基準によるものとします。

区分	表示等の制限に関する配慮事項
配置	<ul style="list-style-type: none"> 道路や公園などの公共空間からの見え方に配慮する。 建物の屋上に広告物を表示または設置する場合には、崖線の眺望・見晴らしを阻害しないように配慮する。
規模	<ul style="list-style-type: none"> 崖線稜線部の樹林地（想定 12 m 程度）を超える高さには、広告物を表示または設置しないように努める。 また、広告物の設置により、広告物を含む建築物・工作物の高さが、崖線稜線部の樹林地（想定 12 m 程度）を超えないように努める。 できる限りの集約化と小規模化を図り、圧迫感、威圧感を極力与えないよう、また周辺の景観を阻害しないように配慮する。
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 建築物と調和した形態・意匠となるように配慮する。 広告物に光源を利用する場合は、過度に点滅する光源（光源の動き、色の変化のあるものを含む）や派手な照明は避けるように配慮する。
素材・色彩	<ul style="list-style-type: none"> 高彩度色や蛍光色の使用を避けるなど、崖線や周辺景観との調和に配慮した色彩とする。
緑化	<ul style="list-style-type: none"> 独立広告塔など、地面に設置される広告物については、基礎部分をできる限り緑化し、崖線との緑の連続性に配慮する。

東京都屋外広告物条例上の指定状況



※本図では、東京都屋外広告物条例に基づく区域のうち、板橋崖線軸地区区内のみについて記載しています。また、許可区域の中でも、学校・病院・官公署等の敷地や墓地・社寺・公園などについては、禁止区域となります。（詳細は、東京都屋外広告物条例をご参照ください。）

板橋崖線軸地区の
ガイドラインはこちら ▶▶ P.52 ~

04 景観形成重点地区 石神井川軸地区の基準

景観形成の考え方

石神井川沿いの桜並木や緑と調和した景観を形成するため、桜並木や緑との連続性に配慮し、水と緑のうまいある景観を形成します。

屋外広告物の表示等の制限

石神井川軸地区の全区域を規制範囲とし、表示等に当たっては、下表に定める基準によるものとします。

区分	表示等の制限に関する配慮事項
配置	<ul style="list-style-type: none"> ●石神井川沿いの歩道や対岸、橋梁などからの見え方に配慮する。 ●建物の屋上に広告物を表示または設置する場合には、石神井川沿いの桜並木から突出しないように配慮する。
規模	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺の街並みから突出する大きさとないように努める。 ●できる限りの集約化と小規模化を図り、圧迫感、威圧感を極力与えないよう、また周辺の景観を阻害しないように配慮する。
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ●建築物と調和した形態・意匠となるように配慮する。 ●広告物に光源を利用する場合は、過度に点滅する光源（光源の動き、色の変化のあるものを含む）や派手な照明は避けるように配慮する。
素材・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ●高彩度色や蛍光色の使用を避けるなど、石神井川沿いの桜並木や緑との調和に配慮した色彩とする。

東京都屋外広告物条例上の指定状況



※本図では、東京都屋外広告物条例に基づく区分のうち、石神井川軸地区内のみについて記載しています。また、許可区域の中でも、学校・病院・官公署等の敷地や墓地・社寺・公園などについては、禁止区域となります。（詳細は、東京都屋外広告物条例をご参照ください。）

石神井川軸地区の
ガイドラインはこちら ▶▶ P.54 ~

05 景観形成重点地区 加賀一・二丁目地区の基準

景観形成の考え方

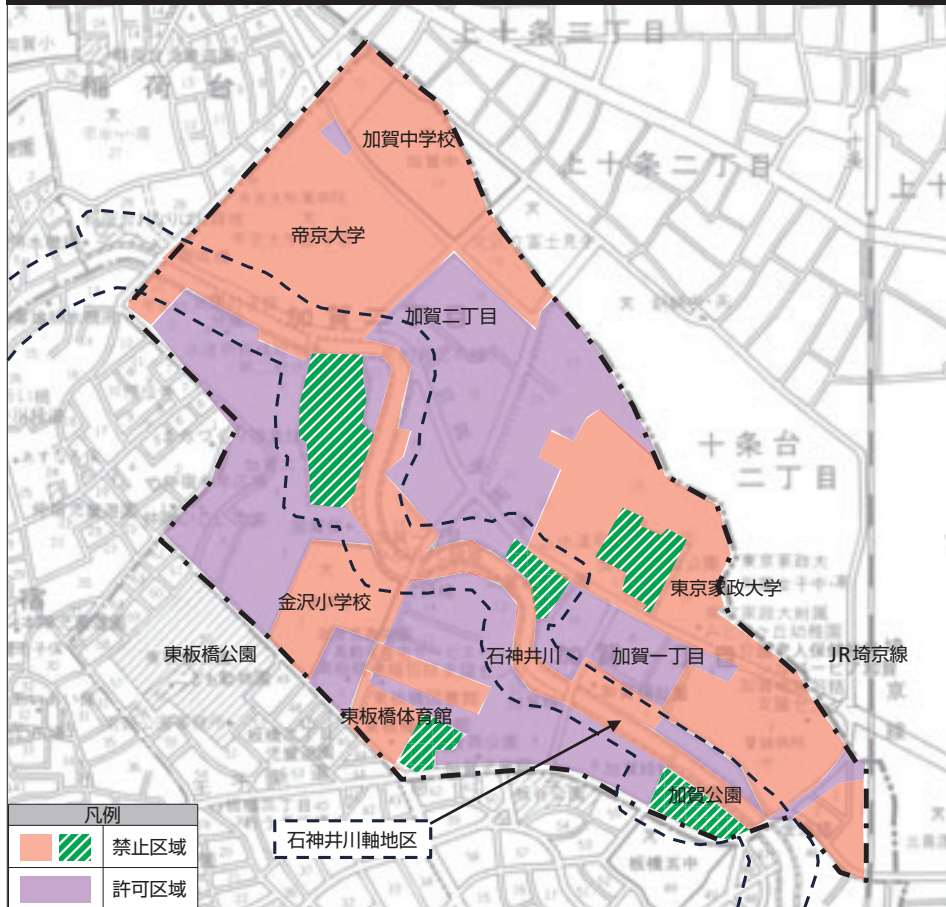
石神井川沿いの桜並木や緑と調和しつつ、医療、文教、研究施設や住宅が立地する職住が近接した地区として、加賀の品格にふさわしい街並みと水と緑のうるおいある景観を形成します。

屋外広告物の表示等の制限

加賀一・二丁目地区の全区域を規制範囲とし、表示等に当たっては、下表に定める基準によるものとします。

区分	表示等の制限に関する配慮事項
配置	<ul style="list-style-type: none"> 道路や公園などの公共空間からの見え方に配慮する。
規模	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の街並みから突出する大きさとならないように努める。 できる限りの集約化と小規模化を図り、圧迫感、威圧感を極力与えないよう、また周辺の景観を阻害しないように配慮する。
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 建築物と調和した形態・意匠となるように配慮する。 広告物に光源を利用する場合は、過度に点滅する光源（光源の動き、色の変化のあるものを含む）や派手な照明は避けるように配慮する。
素材・色彩	<ul style="list-style-type: none"> 高彩度色や蛍光色の使用を避けるなど、石神井川沿いの桜並木や地区内の緑との調和した色彩とする。

東京都屋外広告物条例上の指定状況



※本図では、東京都屋外広告物条例に基づく区分のうち、加賀一・二丁目地区内のみについて記載しています。許可区域の中でも、学校・病院・官公署等の敷地や墓地・社寺・公園、さらに道路、鉄道の路線用地などについては、禁止区域となります。（詳細は、東京都屋外広告物条例をご参照ください。）

加賀一・二丁目地区の
ガイドラインはこちら ▶▶ P.56 ~

06 景観形成重点地区 常盤台一丁目・二丁目地区の基準

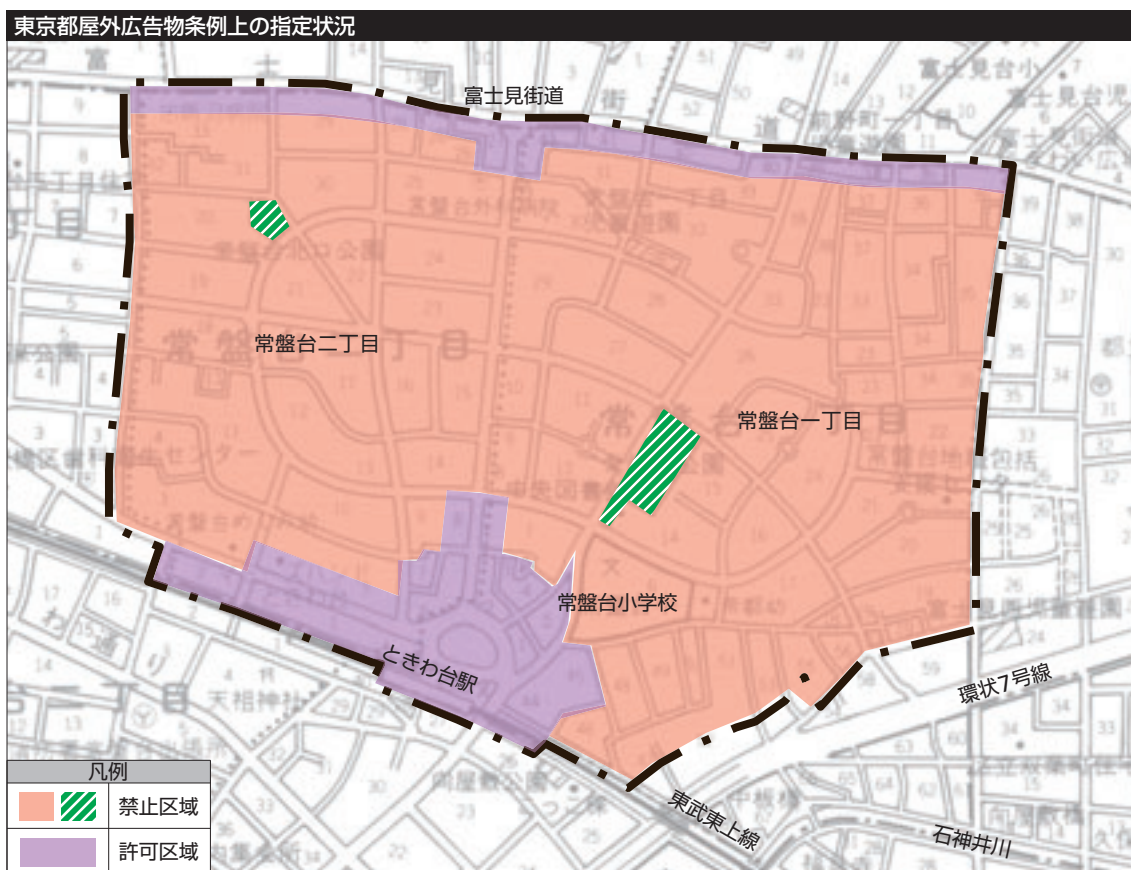
景観形成の考え方

緑にあふれ閑静な低層住宅地の良好な景観に配慮しつつ、駅前のにぎわいとも調和のとれた常盤台らしい景観を形成します。

屋外広告物の表示等の制限

常盤台一丁目・二丁目の全区域を規制範囲とし、表示等に当たっては、下表に定める基準によるものとします。

区分	表示等の制限に関する配慮事項
配置	<ul style="list-style-type: none"> 道路や公園などの公共空間からの見え方に配慮する。
規模	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の街並みから突出する大きさとならないように努める。 できる限りの集約化と小規模化を図り、圧迫感、威圧感を極力与えないよう、また周辺住宅地の景観を阻害しないように配慮する。
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 建築物と調和した形態・意匠となるように配慮する。 広告物に光源を利用する場合は、過度に点滅する光源（光源の動き、色の変化のあるものを含む）や派手な照明は避けるように配慮する。
素材・色彩	<ul style="list-style-type: none"> 高彩度色や蛍光色の使用を避けるなど、地区内の緑との調和した色彩とする。



※本図では、東京都屋外広告物条例に基づく区分のうち、常盤台一丁目・二丁目地区内のみについて記載しています。許可区域の中でも、学校・病院・官公署等の敷地や墓地・社寺・公園、さらに道路、鉄道の路線用地などについては、禁止区域となります。（詳細は、東京都屋外広告物条例をご参照ください。）

常盤台一丁目・二丁目地区の
ガイドラインはこちら ▶▶ P.58 ~